

検査実施料に関するお知らせ

拝啓 時下ますますご清栄のこととお慶び申し上げます。

平素は格別のお引き立てを賜り、厚く御礼申し上げます。

このたび、厚生労働省保険局医療課長の通知「令和4年10月31日付、保医発1031第4号」および「保医発1031第5号」により、下記の検査項目に検査実施料が新設、一部変更が通知されましたのでご案内いたします。

お取り計らいの程、お願い申し上げます。

敬具

記

新規収載項目

- ヘリコバクター・ピロリ核酸及びクラリスロマイシン耐性遺伝子検出

保険収載内容の一部変更項目

- 悪性腫瘍組織検査（処理が複雑なもの）
（悪性黒色腫におけるBRAF遺伝子検査（PCR-rSSO法））

適用日

2022年11月1日（火）から適用



保健科学グループ

保健科学研究所 〒240-0005 神奈川県横浜市保土ヶ谷区神戸町106 TEL. 045-333-1661
保健科学東日本 〒365-8585 埼玉県鴻巣市天神3-673 TEL. 048-543-4000
保健科学西日本 〒612-8486 京都府京都市伏見区羽束師古川町328 TEL. 075-933-6060

新規収載項目

検査項目	実施料	判断区分	診療報酬 点数区分	備考
ヘリコバクター・ピロリ核酸 及びクラリスロマイシン耐性 遺伝子検出	360点	微生物学的 検査判断料 150点	[D023] 微生物核酸同定 ・ 定量検査 [12]	<p>ア ヘリコバクター・ピロリ核酸及びクラリスロマイシン耐性遺伝子検出は、ヘリコバクター・ピロリ感染が強く疑われる患者に対し、PCR法により測定した場合に、本区分に掲げる「12」百日咳菌核酸検出360点の所定点数を準用して算定できる。</p> <p>イ 当該検査を含むヘリコバクター・ピロリ感染診断の保険診療上の取扱いについては「ヘリコバクター・ピロリ感染の診断及び治療に関する取扱いについて」に即して行うこと。</p> <p>※「ヘリコバクター・ピロリ感染の診断及び治療に関する取扱いについて」の一部改正について</p> <p>下記の太字下線部が変更されました。</p> <p>2 除菌前の感染診断</p> <p>(1) 除菌前の感染診断については、次の7項目の検査法のうちいずれかの方法を実施した場合に1項目のみ算定できる。ただし、<u>①から⑥までの検査の結果、ヘリコバクター・ピロリ陰性となった患者に対して、異なる検査法により再度検査を実施した場合に限り、さらに1項目に限り算定できる。また、⑦の検査の結果、ヘリコバクター・ピロリ陰性となった患者について、胃粘膜に同感染症特有の所見が認められているなど、同感染症を強く疑う特有の所見がある場合に、異なる検査法により再度検査を実施した場合に限り、さらに1項目に限り算定できる。なお、この場合において、医療上の必要性について診療報酬明細書の摘要欄に記載すること。</u></p> <p>①～⑥ (略)</p> <p><u>⑦核酸増幅法</u></p>

保険収載内容の一部変更項目

▼太字下線部分が追加および変更されました。

検査項目	実施料	判断区分	診療報酬 点数区分	備考
悪性腫瘍組織検査 (処理が複雑なもの) (悪性黒色腫におけるBRAF 遺伝子検査(PCR-rSSO法))	5000点	遺伝子関連 ・ 染色体検査 判断料 100点	[D004-2] 悪性腫瘍組織検査 [1]の「□」 処理が複雑なもの	<p>(4) 「1」の「□」処理が複雑なものとは、次に掲げる遺伝子検査のことをいい、使用目的又は効果として、医薬品の適応を判定するための補助等に用いるものとして薬事承認又は認証を得ている体外診断用医薬品又は医療機器を用いて、次世代シーケンシング等により行う場合に算定できる。</p> <p>ア (略)</p> <p>イ 悪性黒色腫におけるBRAF遺伝子検査(リアルタイムPCR法、<u>PCR-rSSO法</u>)</p> <p>ウ～カ (略)</p>